

山梨県公報

号外第四十四号

平成二十五年

七月三日

水曜日

山梨県選挙管理委員会
委員長 成澤秀仁

一八三、六四三

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、八二九
南巨摩郡	一、六二二
中巨摩郡	四、六九三
南都留郡	一、四七〇
甲府市	五、六二一
富士吉田市	一三、九四七
都留市・西桂町	九、八九七
山梨市	一〇、二五八
大月市	七、八五五
韮崎市	八、四三七
南アルプス市	一九、三三四
北杜市	一三、七七一
甲斐市	一九、六二五
笛吹市	一九、三一五
上野原市・北都留郡	七、六九七
甲州市	九、四七九
中央市	八、一〇五

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

一四、〇三八

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年七月三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番